

全国中小企業団体中央会 会長 森 洋 提出資料

令和 7 年 3 月 1 2 日 「政労使の意見交換」



〔調査概要〕

調査対象：都道府県中小企業団体中央会の会員組合の組合員企業

調査期間：令和7年2月14日(金)～3月1日(土) 回答数：1,250企業

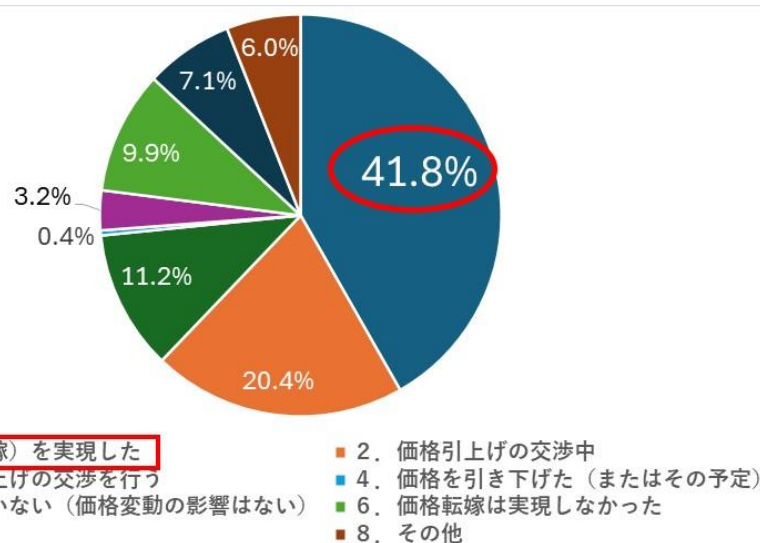
1. 価格転嫁状況・転嫁率

○ 価格転嫁状況について、「価格引上げ（転嫁）を実現した」とする企業割合は41.8%と未だ半数程度にとどまっており。労務費も含めた価格転嫁は十分でない状況。

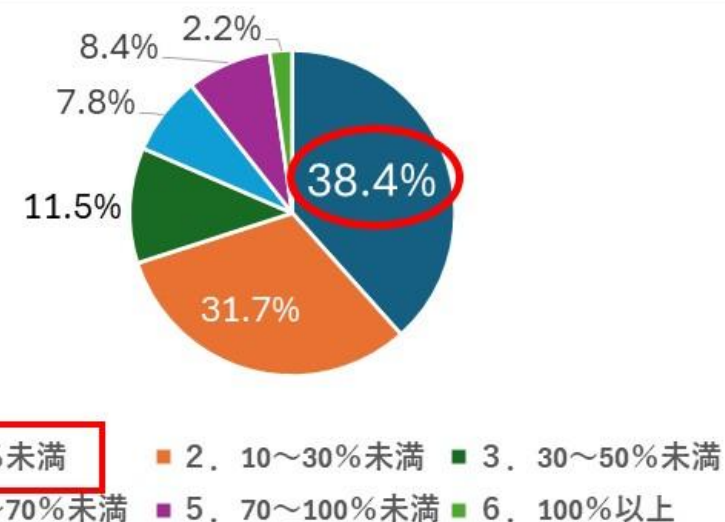
また、価格転嫁率については、価格転嫁率50%未満の事業所が81.6%と圧倒的に多く、100%を超えた事業所はわずか2.2%であり、「防衛的賃上げ」を図るにも限界に近い状況。

昨年2月1日と比較した原材料費、人件費（賃金等）アップ等に対する販売価格への転嫁の状況

転嫁状況



転嫁率



〔調査概要〕

調査対象：都道府県中小企業団体中央会の会員組合の組合員企業 調査期間：令和7年2月14日（金）～3月1日（土） 回答数：1,250企業

※次ページ以降も同様。

2. 賃金引上げ

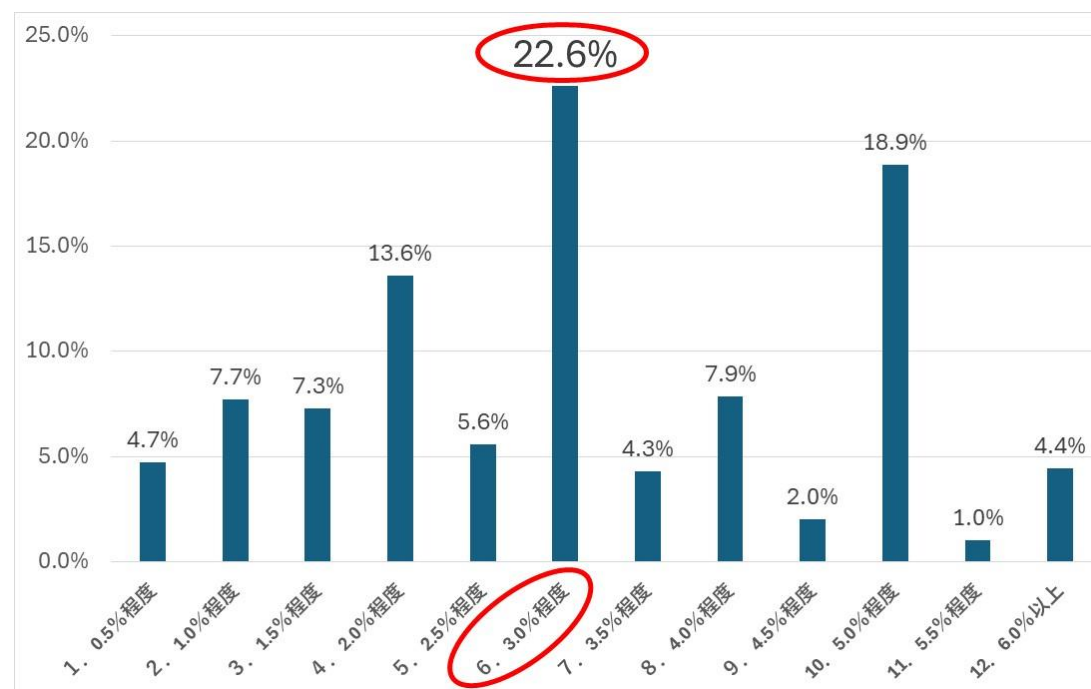
○ 令和7年4月1日から12月31日までの間に賃金を引上げる予定の企業は64.6%という状況。一方で、**今年は実施しない（凍結）**と回答した企業は14.4%という状況。

また、引上げる予定の場合における予定平均賃金改定率については、**3.0%程度とする企業が22.6%**と最も高く、次いで**2.0%程度が13.6%**という状況。

令和7年4月1日から12月31日までの間の賃金改定実施予定



（引き上げる予定の場合） 予定平均賃金改定率



2. 賃金引上げ

賃金を昨年度の5%程度から5%以上（中小企業へは6%以上）の賃上げを要請されている中で感じていること

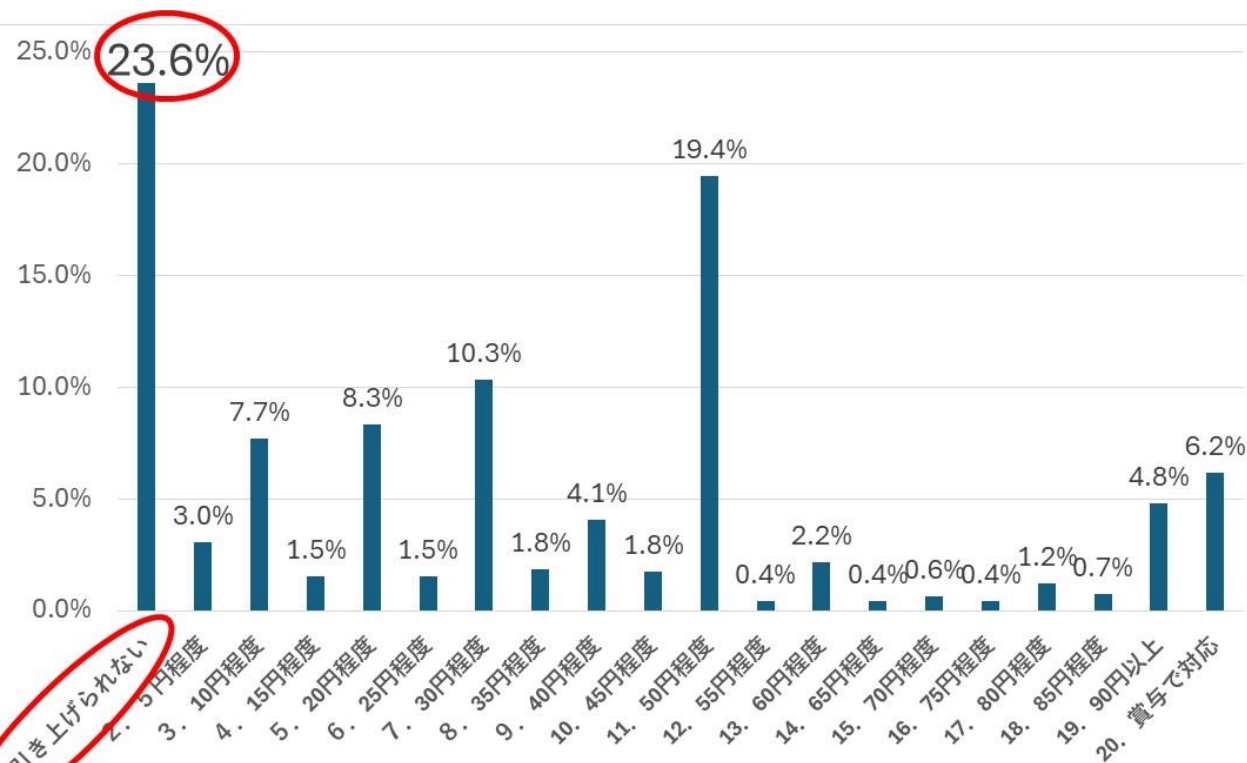
- 周囲の状況から上げざるを得ないが、価格転嫁に頼るのは難しい。効率化を進めるしかないが、一朝一夕にはいかず困っている。また全社員一律上げたとしても、若い方のベースアップのペースに対し、年配の方からすれば不公平を感じることになる。（山口県／住宅用木材加工品製造等）
- 中小企業が人材の流出や採用の状況からみて賃上げをしなければならないのは承知しているが、企業内努力だけでは到底厳しい環境に置かれている。頼みの綱でもある大手企業への価格転嫁が満額回答を得られないうえに、大手企業がこぞって初任給の大幅アップを行うことでますます中小企業との格差が広がり人手不足による倒産も多くなってくるのではないかと思います。（佐賀県／段ボールケース、印刷紙器、美粧ケース他包装資材製造）
- 燃料費等様々な経費が値上がりにより増える一方、受注価格への価格転嫁はできず、利益は減少している。取引先によっては上下関係をとっても感じる所があり、値上げ交渉もできない。（愛媛県／機械加工）
- 労働時間短縮が全業種で行われている中で求人難となっており労働力不足に拍車がかかっている。現状は労務量に応じた受注量となり売上減少せざるを得ない上で大幅な賃金アップによるコスト上昇はできない。（富山県／配電盤製造）
- 地方の中小企業においては、物価高、コスト高などに比し、価格転嫁が思うように進んでいないことから、適正価格までの値上げに至っていない。昨年も地方の中小企業としてできる範囲で賃上げを実施しているので、今年も賃上げはしたいが、昨年以上の賃上げ率を上回るの、ほぼゼロに限りなく近く、難しい。（福島県／総合印刷）
- 労働集約型の業態に対して5%以上の賃上げを要求するという事を理解できているとは思えない。飲食業において売上高人件費率は20%～40%となっており賃上げにより売上比で2%程度引き上げられる。物価上昇率を2.7%と見たとして、健全な経営をしていた飲食店でさえ赤字転落は免れるとは思えない。町に根付いた飲食店は無くなり、規模の大きなチェーン店の超省力化された飲食店のみが残る国になるのが容易に想像できる。（茨城県／宿泊・飲食）
- 厳しい所ではありますが、労働者の確保や従業員が働き甲斐のある職場にする為には、致し方無い事なのではないかと考えております。（愛媛県／石材施工、石材加工）
- 当社として、5%上げることは単年度的には充分可能である。ただし、5%を連続して上げることは不可能である。今年5%上げて来年0もしくは1%程度で従業員の納得感が上がるのであろうか。（福島県／水道、設備工事）
- 物価が上昇する中、経済の好循環を実現するために賃上げは必要である。（大分県／コンクリート二次製品製造販売）

3. 最低賃金

- 最低賃金について、そもそも「引き上げられない」とする企業割合は23.6%と最も高く、次いで50円程度とする企業割合は19.4%という状況。

また、企業の声としては、社会保険料負担、既存従業員の賃金への影響、倒産・廃業への懸念など多くの声があがっている。

令和6年度を基準として令和7年度はどの程度の引上げ額が限界と考えるか



企業の声

- 当社では最低賃金以上の賃金を支給している。今後も引き上げは実施する考えだが社会保険料の負担が年々重くなってきている。法人税と違い会社収益と関係なく人件費と比例して保険料負担が増加することは、経営者にとって大幅な賃金増加には踏み出せない要因になっている。（愛媛県／精密板金加工）
- 現実問題として、最低賃金上昇に伴い、新規社員や該当社員については合わせざるを得ないが、全社員をスライドして引き上げることは企業体力的に難しく、既存社員との逆転現象や横並びが起きてしまい、既存社員のモチベーションの低下が危惧される。（宮城県／ホテル）
- 最低賃金上昇により社会保険料免除の上限、雇用保険加入免除条件等、様々な上限を上げていかなければ労働時間も減るばかりで、最低賃金の上昇とマッチングしていないのが現状（北海道／水産加工品製造）
- 2020年代に1500円は過去に例のない急激な引き上げであり、企業業績の悪化さらには廃業や倒産も考えられる。業務の効率アップに関する取り組みへの支援と共に、もう少し緩やかな引き上げを望みます。（福井県／醤油、味噌及び加工品製造販売）